

覚書及び確約書

井口工業株式会社（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）とは、甲より乙へと発注する工事について、次の通り覚書を締結し、確約書の内容に間違いがないことを示すべく、署名押印します。

覚 書

第1条

- 1 乙は、甲に対し、新規取時業者登録時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、甲が前項の該当性を判断するために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第2条

- 1 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、締結中の契約を解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

確 約 書

第1条

乙は、甲に対して自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を越えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- オ 業務上知り得た甲の企業情報について、無断で第三者に伝達する行為

上記に違反したことが判明した場合、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより甲に損害が生じた場合は、乙は一切の責任を負うことを約束します。

令和 年 月 日

氏名

印